

公益信託 サントリー世界愛鳥基金

地域愛鳥活動助成部門

2022年度募集要項

1. 助成の目的

地域に根ざした鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象は、鳥類の保護・観察活動を行なう小学校、中学校および高等学校のクラブ・委員会や子供エコクラブ、又は自治会やボランティア団体等地域のグループとします。(学校による応募はできませんので、ご注意ください。)

以下のようなグループの応募を期待しています。

- (1) 過去に愛鳥活動を行ない、今後も活動の継続を見込めるグループ
- (2) 地域や学校などをフィールドとしているグループ
- (3) 生徒や子供の教育学習的要素を有するグループ

※2年連続の助成は行いませんので、ご注意ください。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象となる鳥類保護・観察活動に伴う諸費用とします。

(複数年にまたがる一連の活動であっても、当基金の助成は原則1年分とします。)

助成対象の活動期間は、原則として2022年4月～2023年3月とします。)

4. 助成件数及び金額

1件当たり20万円以内

本年度は、総額200万円(予定)の助成を行います。

5. 応募方法

当公益信託所定の申請書1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

※申請書は、当基金のホームページからダウンロードのうえ、作成してください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※申請書等については返却いたしません。

【電子メールでの申請受付に関して】

今年度より、郵便による申請受付の他、電子メールでの申請受付を開始します。

《電子メールで申請する場合の留意事項》

◆メールアドレスは「kouekidenshi@smtb.jp」となります。

◆メールの件名は必ず、【サントリー世界愛鳥・団体名】と表記してください(この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください)。

◆書式はPDF形式で、メールに添付してください。なお、郵便との併用は受付できません。

◆電子メール1本あたりの容量は、必ず20MB以下としてください。容量が20MBを超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。

◆セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。

6. 応募受付期間

2021年9月1日(水)～10月15日(金)郵便の場合、当日消印有効※

※電子メールでの申請の場合は、当日中のメール着信分までの受付を可とします。

7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、2022年1月下旬までに書面にて通知します。

8. 助成金の交付

助成金は、2022年4月中旬(予定)に、助成グループの銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。(また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。)

9. 活動報告

(1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書(写)添付)を助成団体から代表受託者宛に提出して頂きます。

活動報告書には、活動の状況が分かる写真や会報等を必ず添付して下さい。

(2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

10. 参考

過去の助成先の活動実績等については、当基金のホームページをご覧ください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

11. 応募書類提出先・問い合わせ先

◆郵便申請先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部
公益信託グループ サントリー世界愛鳥基金 申請口

◆電子メール申請先

申請アドレス：kouekidenshi@smtb.jp

件名：【サントリー世界愛鳥・団体名】(表記必須)

☎問い合わせ先

TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

★2022年度募集の追加条件について（基本的に、3部門共通の追加条件です）

今般、2022年度募集のご案内にあたり、前年度と同様、感染症対策も含めて事業活動をご検討頂くために、募集条件を一部追加して、募集させていただきます。

これは、主に、1年間の活動期間（2022年4月～2023年3月）内に、助成事業を円滑に実施して頂くために、申請者の方が、活動計画等の策定に関して、注意すべき事項を募集条件の一部としたものです。これらの事項は、応募に関する追加条件となりますので、申請書の作成にあたってもご注意ください。

◆ 2022年度（2022年4月～2023年3月）活動計画における注意事項

- (1) 長距離移動が必要な活動は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (2) イベント等の主催・参加は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (3) 上記(1)(2)も含めて、申請事業の実現可能性を審査するための資料として、申請者は、活動時における感染症対策の予防措置を1枚（A4サイズ）追加添付すること（各団体で工夫した三密対策の方法等）。なお、感染症予防対策に係る費用は、自己負担にてご対応願います（助成事業に含めることはできません）。
- (4) 水辺の大型鳥類保護部門は、生息環境整備に必要な事業に限定すること（イベント等は含みません）

以上